

「LivR TOGO まちの窓口管理運営業務」に係る
プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、公募型プロポーザル方式により、LivR TOGO まちの窓口管理運営業務を受託する事業者を選定するために、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

LivR TOGO まちの窓口管理運営業務

(2) 業務内容

資料1「LivR TOGO まちの窓口管理運営業務」仕様書（以下「仕様書」という。）
のとおり。

(3) 契約期間

令和7年4月1日から令和8年12月31日まで

(4) 執行予定経費

金 36,486,000 円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

（各年度の上限額）令和7年度 20,849,000 円

令和8年度 15,637,000 円

3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者
- (3) 本町に入札参加資格の認定をされている者
- (4) 東郷町暴力団排除条例（平成24年東郷町条例第27号）による入札参加除外措置を受けていない者
- (5) 東郷町指名業者等選定審査会規程（平成元年東郷町訓令第2号）による指名停止を受けていない者
- (6) 本店又は営業所の所在地が愛知県内にある者
- (7) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

5 申込方法及びスケジュール

項目	日程等
募集要領の公表	令和6年12月24日から ・必要な書類は、町HPからダウンロードすること。
質問の受付	令和7年1月7日 午後5時まで ・質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。
質問の回答	令和7年1月10日までに町HPで公表
参加表明書等の提出	令和7年1月16日 午後5時まで ・東郷町役場3階企画情報課に提出すること。 ・郵送の場合は、上記までに必着のこと。
企画提案書等の提出	令和7年1月30日 午後5時まで ・東郷町役場3階企画情報課に提出すること。 ・郵送の場合は、上記までに必着のこと。
プレゼンテーション審査	令和7年2月6日（予定） ・プレゼンテーションの実施時間等の詳細は、別途各提案者に通知する。

6 書類の提出

(1) 参加表明書等

提案参加表明については、以下の書類を各1部作成し、期限内に提出すること。

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 会社概要書（様式任意）
- ウ 類似業務実績調書（様式任意）

(2) 企画提案書等

企画提案については、以下の書類を各8部作成し、期限内に提出すること。

なお、企画提案書内に見積書は含めないこと。

応募書類については、アからウを一式として、各1部をクリップ留めで提出し、ステープラー等は使用しないこと。

- ア 企画提案申請書（様式2）
- イ 企画提案書（様式任意）
- ウ 受託金額見積書（様式任意）

※受託金額見積書については、積算根拠、内訳が分かるように記載すること。

なお、優先交渉権者に選定された場合であっても、当該見積額が契約額を確約するものではない。

(3) 企画提案書に記載する主な提案項目

- ア 提案内容
- イ 実施体制

ウ 業務実績

7 審査に関する事項

本業務に係る提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、LivR TOGO まちの窓口管理運営業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行うものとする。

(1) 評価項目

評価項目		主な評価の視点	配点
業務体制	業務実績	同種業務の実績があり、当該実績が本業務の実施目的の達成に有効であると認められるか。	10
	実施体制	適切な業務遂行が可能な人員及び組織体制が確保されており、また、緊急時の対応が可能な体制が取れているか。	20
企画提案書		本町の現状を熟知しているか。 本町及び本町の施策をPRする手法が明確に示されているか。	40
姿勢・意欲		本業務に対する取組意欲が感じられ、質疑に対する回答が明確かつ説得力がある内容であるか。	10
見積金額		価格の妥当性	20
合 計			100

(2) プレゼンテーション審査

プレゼンテーションを実施し、選定委員会で評価する。

なお、提案事業者が1者のみの場合においても、プレゼンテーション審査は実施する。

ア 開催日（予定）

令和7年2月6日（木）

イ 開催場所

東郷町役場会議室

(3) 審査結果

ア 選定委員会による評価において、最も得点の高い提案者を第1位の優先交渉権者とし、次点の者を第2位の優先交渉権者とする。

イ 最高得点の提案者が複数であった場合は、見積金額の低い者を優先交渉権者とする。

ウ 最高得点及び見積金額が同額の場合は、選定委員の合議により決定する。

エ 審査結果は、審査終了後に提案者全員に通知する。

オ 優先交渉権者及び審査結果は、本町のホームページで公表する。

なお、審査結果の公表時には、優先交渉権者以外の提案者名は非公表とする。

カ 審査結果に関する問合せ及び意義申立ては受け付けない。

(4) 委託契約締結

令和7年4月1日

8 契約事項

- (1) 契約は、審査により選定された優先交渉権者と本町において、協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 最終的な業務仕様については、事業者との協議により決定する。
- (3) 失格その他の理由により、第1位の優先交渉権者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった優先交渉権者と協議を行う。

9 失格要件

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 本要領における諸条件（見積金額が事業費上限を超えた場合を含む。）に違反した場合

10 その他

- (1) プロポーザルに参加するために係る費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出書類の著作権は申込者に帰属するが、選定結果の公表等に必要な場合には、本町は当該著作権を無償で使用できることとする。
- (4) 本町が必要と認めたときには、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- (5) 参加表明書提出後に辞退する場合は、事務局まで事前に連絡の上、辞退届（任意様式）を提出することとする。
- (6) 本件に係る情報公開請求があった場合には、東郷町情報公開条例（平成11年東郷町条例第21条）に基づき、提出書類を公開することがある。

11 事務局（問合せ先）

東郷町役場企画政策部企画情報課企画調整係

所在地 〒470-0198 愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地

電話 0561-56-0716

メール tgo-kikaku@town.aichi-togo.lg.jp